

○厚生労働省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 令第一号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第四条第一項、第五条第一項及び第二項並びに第七条第三項の規定に基づき、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省、農林水産省、令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第一項に規定する基本計画等に関する省令</p> <p>第一条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の規定により基本計画の同意を得ようとする市町村及び北海道府県は、様式第一による協議書を、当該都道府県の区域（その区域が二以上の経済産業局（沖縄総合事務局を含む。）の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の都道府県の区域。以下同じ。）を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長（以下「経済産業局長等」という。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行規則</p> <p>第一条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により基本計画の同意を得ようとする市町村及び北海道府県は、様式第一による協議書を、当該都道府県の区域（その区域が二以上の経済産業局（沖縄総合事務局を含む。）の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の都道府県の区域。以下同じ。）を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長（以下「経済産業局長等」という。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。</p>

（基本計画の変更の協議）
第二条 法第五条第一項の規定により基本計画の変更に係る同意を得ようとする市町村及び北海道府県は、様式第二による変更協議書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長等を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

（軽微な変更）
第三条 法第五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 略
- 二 前号に掲げるもののほか、基本計画の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと主務大臣が認める変更
- 2 法第五条第二項の規定により基本計画の軽微な変更に係る届出をしようとする市町村及び北海道府県は、様式第三による届出書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長等を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

〔削る〕

第四条 略

（基本計画の変更の協議）
第二条 法第六条第一項の規定により基本計画の変更に係る同意を得ようとする市町村及び北海道府県は、様式第二による変更協議書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長等を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

（軽微な変更）
第三条 法第六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- 二 法第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業に係る施行期間の六月以内の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、基本計画の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと主務大臣が認める変更
- 2 法第六条第二項の規定により基本計画の軽微な変更に係る届出をしようとする市町村及び北海道府県は、様式第三による届出書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長等を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

第四条 法第七条第三項の主務省令で定める期間は、五日以上とする。

2 法第七条第三項の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。
一 協議会の構成員の氏名又は名称
二 協議会の規約の内容

3 前項の規定による公表は、市町村及び都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（企業立地計画の承認の申請）

第五条 法第十四条第一項の規定により企業立地計画の承認を受けようとする特定事業者は、様式第四による申請書一通及びその

〔削る〕

写し一通を、企業立地を行うおとする同意集積区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該特定事業者が法人である場合においては、その法人の定款
- 二 当該特定事業者の最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

第六条 法第十五条第一項の規定により承認企業立地計画の変更の承認を受けようとする特定事業者は、様式第五による申請書一通及びその写し一通を、法第十四条第三項の承認を行った都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款に変更があつた場合には、その変更後の定款
- 二 前条第二項第二号に掲げる書類（事業高度化計画の承認の申請）

第七条 法第十六条第一項の規定により事業高度化計画の承認を受けようとする特定事業者は、様式第六による申請書一通及びその写し一通を、事業高度化を行うおとする同意集積区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該特定事業者が法人である場合においては、その法人の定款
- 二 当該特定事業者の最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

〔削る〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

様式第一を次のように改める。

様式第一（第1条関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

に基づく基本計画の協議書

平成 年 月 日

総務大臣 名
 財務大臣 名
 厚生労働大臣 名
 農林水産大臣 名
 経済産業大臣 名
 国土交通大臣 名
 殿

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記の計画の同意を得たいので協議します。

基本計画

市町村長の氏名 印
 都道府県知事の氏名 印

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

(地図)

(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

（承認事業高度化計画の変更の承認の申請）

第八条 法第十七条第一項の規定により承認事業高度化計画の変更の承認を受けようとする特定事業者は、様式第七による申請書一通及びその写し一通を、法第十六条第三項の承認を行った都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款に変更があつた場合には、その変更後の定款
- 二 前条第二項第二号に掲げる書類

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

現状	計画終了後	増加率
付加価値額 （算定根拠）	一百万円	一百万円

【任意記載の K P 1】

現状	計画終了後	増加率

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

(2) 高い付加価値の創出

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合においては、その区域

(1) 重点促進区域

(地図)

(2) 区域設定の理由

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

①

②

③

(2) 選定の理由

①

②

③

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

(2) 制度の整備に関する事項

①

②

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①

②

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①

②

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①

②

様式第三(第3条第2項関係)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

平成 年 月 日

- 総務大臣 名
財務大臣 名
厚生労働大臣 名
農林水産大臣 名
経済産業大臣 名
国土交通大臣 名

市町村長の氏名
都道府県知事の氏名

平成 年 月 日付けで同意を得た基本計画について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第5条第2項の規定により届け出ます。

Table with 2 columns: 変更した事項, 変更前, 変更後. Includes a section for '変更の趣旨及び変更した理由'.

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
様式第四から様式第七までを削ぐ。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)
第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項及び第十六条第一項の規定に基づき、並びに同法
を実施するため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十七条に
規定する承認地域経済牽引事業に関する省令を次のように定める。
平成二十九年七月三十一日

- 総務大臣 高市 早苗
財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 塩崎 恭久
農林水産大臣 山本 有二
経済産業大臣 世耕 弘成
国土交通大臣 石井 啓一
環境大臣 山本 公一

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十七条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令
(地域経済牽引事業計画の承認の申請)
第一条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「法」という。)第十三条第一項の規定により、地域経済牽引事業を行うおとする者が地域経済牽引事業計画の承認の申請をする場合には、様式第一による申請書一通及びその写し一通を地域経済牽引事業を行うおとする促進区域を管轄する都道府県知事(当該地域経済牽引事業を行うおとする者に地方公共団体を含むときは、当該地方公共団体の区域を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局局長を経由して、主務大臣。次条第一項及び第三条第一項において同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。
1 当該地域経済牽引事業を行うおとする者が法人(地方公共団体を除く。)である場合には、当該法人の定款
2 当該地域経済牽引事業を行うおとする者の最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合には、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)
3 法第十三条第三項第四号の事項を記載する場合には、補助金等交付財産(同号に規定する補助金等交付財産をいう。以下この号及び次条第二項第三号において同じ。)の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。次条第二項第三号において同じ。)及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類
法第十三条第一項の代表者は、一名とする。

3 (地域経済牽引事業計画の変更の申請)
第二条 法第十四条第一項の規定により地域経済牽引事業計画の変更の承認を受けようとする承認地域経済牽引事業者は、様式第二による申請書一通及びその写し一通を、その承認をした都道府県知事に提出しなければならない。
2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。
1 定款に変更があった場合には、その変更後の定款
2 当該承認地域経済牽引事業者の最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合には、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)
3 法第十三条第三項第四号の事項に変更があった場合には、当該変更に係る補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類
(実施状況の報告)

第三条 承認地域経済牽引事業者は、承認地域経済牽引事業計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則としてそれぞれの事業年度終了後三月以内に、様式第三による実施状況報告書によりその承認をした都道府県知事に報告しなければならない。
2 前項の実施状況報告書には、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものその他参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。

(事業環境の整備に係る措置の提案に係る手続)
第四条 承認地域経済牽引事業者は、法第十五条第一項に規定する提案をしようとするときは、地方公共団体が講ずべき措置の内容その他の事項を記載した様式第四による提案書及びその写しに、承認地域経済牽引事業者であることを証する書面及び当該提案に係る承認地域経済牽引事業計画の写しを添付し、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

承認地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)
第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項及び第十六条第一項の規定に基づき、並びに同法
を実施するため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十七条に
規定する承認地域経済牽引事業に関する省令を次のように定める。
平成二十九年七月三十一日